

## 中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画（概要）

### 1. 計画の期間・対象範囲

期 間	令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7カ年
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区のすべての組織及び施設における事務事業</li> <li>• 公用車及び場所貸し民営施設*</li> <li>• 新たに整備する施設</li> </ul>

※区が所有または使用する施設のうち、民間事業者に貸し出している施設等

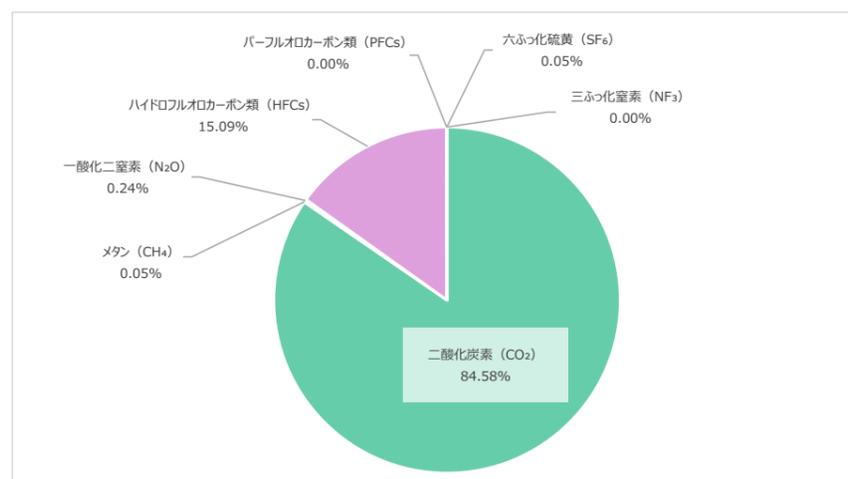
### 2. 計画の削減対象となる温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項で指定する7物質を対象とします。

ただし、この7物質のうち、中央区の区域内において排出される主な温室効果ガスとしては、令和2（2020）年度時点で、電力や都市ガスの使用をはじめとする燃料の燃焼や、自動車走行等に伴い発生する二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が大部分を占めていることから、算定対象は二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。（図表1参照）

なお、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）以外の6ガスについては、国の動向を考慮しながら順次対象を検討することとします。

図表1 削減対象とする温室効果ガスと区域内における排出状況\*



※構成比 (%) は少数第三位以下を四捨五入しているため、合計値が合致しない場合があります。

※出典: オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」、特別区の温室効果ガス排出量（抄）（1990年度～2020年度）、2023年3月

### 3. 温室効果ガス排出量等の削減目標

令和3（2021）年10月に改定された国の「地球温暖化対策計画」では、区の事務事業が該当する民生業務部門における温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度において、基準年度（平成25（2013）年度）比51%削減することを目標として設定しています。また、東京都においても都施設のカーボンハーフの達成を掲げています。

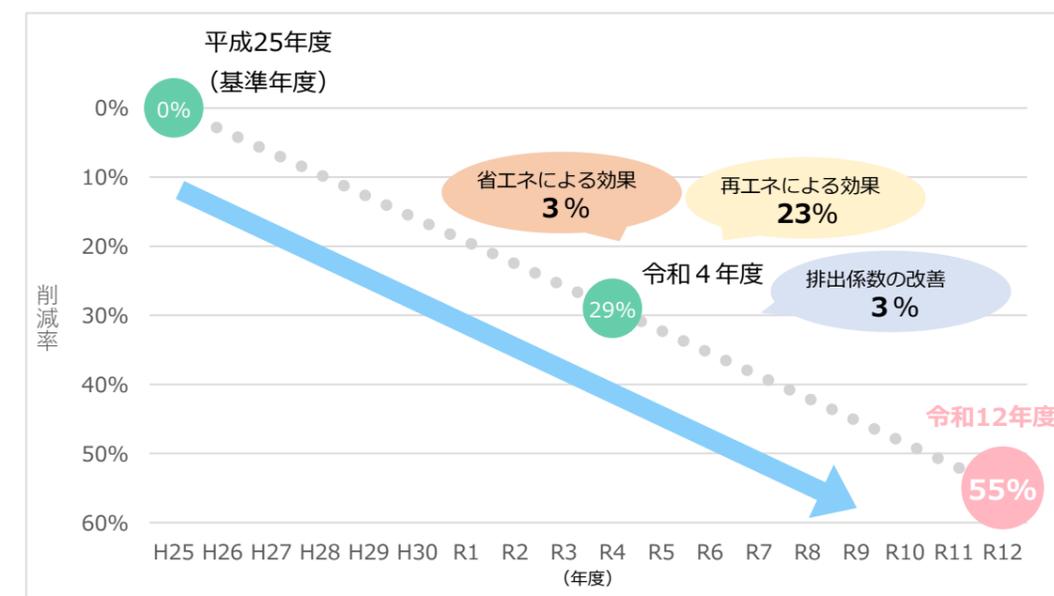
これらを踏まえつつ、本計画ではさらなる高みを目指して、温室効果ガス排出量の削減目標を、令和12（2030）年度において基準年度（平成25（2013）年度）比55%削減とします。（図表2参照）

図表2 温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度 平成25（2013）年度	目標年度 令和12（2030）年度	
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	基準年度比 削減率 (%)
30,648	13,800	55

※基準年度の実績値は小数点以下を四捨五入、目標年度の目標値及び削減率は10の位以下を四捨五入

図表3 本計画における温室効果ガスの削減率



※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

図表4 削減目標の内訳

	目標年度 令和12（2030）年度	
	基準年度比	
	削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	削減率 (%)
省エネルギー活動による削減	2,610	9
再生可能エネルギーの導入・調達による削減	14,220	46

※基準年度の実績値は小数点以下を四捨五入、目標年度の目標値及び削減率は10の位以下を四捨五入

#### 4. 取組内容

区の事務事業から発生する温室効果ガスの排出量削減に係る目標を達成するため、環境配慮の取組を体系化した中央区 EMS を活用するとともに、省エネルギー型の施設整備などの取組を推進していきます。

また、施設においては、基本計画に基づき新たに建設する区有施設の ZEB 化を推進することにより、温室効果ガス排出量の削減を図ります。さらに、電力の CO<sub>2</sub> 排出係数の低減を図るため、再生可能エネルギーを積極的に導入するとともに、再エネ電力プランへの切り替えを順次行い、再エネ電力の調達を推進します。

項目	取組内容
① 再生可能エネルギー設備の導入	・太陽光発電設備の導入検討
② 再生可能エネルギー電力の調達	・福島県大熊町との都市間連携による再エネ電力の調達 ・再エネ電力の市場からの調達
③ 公共施設の ZEB 化の推進	・新たに建設する区有施設への ZEB 化の推進
④ 環境価値のクレジット化	・省エネ機器の導入を通じた Jクレジットの創出
⑤ エコオフィス活動の推進	・職員による日常的な取組の徹底
⑥ 設備等の適正管理	・適正な運用及び管理の推進、運用改善を行い省エネルギー化を図る
⑦ 施設改修・設備更新	・環境配慮型設備機器等の導入及び補助・助成等の情報収集や活用
⑧ 木材利用の推進	・施設の大規模改修や備品の更新において、木材を利用した製品を優先的に導入

#### 5. 計画の点検・評価

本計画の推進に向けて、取組状況や目標達成状況を確認し進捗評価を行います。

区施設の規模拡大等によらず、職員の取組成果を明確にすることを目的に、エネルギー使用量及び原単位<sup>※1</sup>について算出し、取組結果の把握及び評価を行うこととします。

さらに、温室効果ガス排出量については、調整後排出係数を用いた総排出量を算定し公表します。

※1 区施設の延床面積 1㎡当たりのエネルギー使用量

図表 5 進捗評価・モニタリング項目

	総量 (排出・使用)	原単位	
		施設、設備	自動車
温室効果ガス排出量	●	—	—
エネルギー使用量	●	●	—※

※ 自動車について、エネルギー使用量によらず台数の増減によりエネルギー使用量原単位 (L/台) が左右されることから使用量のみを進捗評価の対象とする。

#### 6. 推進体制

中央区役所では、以下に示すような体制のもとで、本計画を推進していきます。

各施設・所管課において地球温暖化対策推進員を中心に脱炭素化の取組を推進し、毎年度のエネルギー使用量等の情報収集を通じた実態把握を行うとともに、改善策を検討し、環境管理責任者へ報告します。

図表 6 計画の推進体制

